

令和元年度1月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年2月13日(木)

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員 7名、最適化推進委員 12名

事務局2名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和元年度第11回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>大変お忙しいなか、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今年は大変暖かい冬で、さきほど、米子の方では、もう田んぼに元肥を振っていたというような話も聞いています。</p> <p>天気の良い日には、家にじっとしていることが出来ずに、外の方に行って何をしようかととかと仕事の方が段取り良く出来るのではないかと思います。</p> <p>雨が降る時には降ってほしいと思うところもあります。</p> <p>それと今、新聞やテレビで大変にぎやかに報道されていますが、新型コロナウイルスの感染の問題、我々には中国の方に鳥取県の方から海外旅行に行ったりとか、飛行機も上海から来る便が欠航になったりして、そういう影響が出ています。</p> <p>くれぐれも気を付けていただいて、感染しないようにしていただきたいと思います。</p> <p>それと、2月25日が間近になってきました。さよなら旅行も間近に控えています。体調の方、十分気を付けていただきまして、25日の旅行に出席される方は、いっしょに行きたいと思いますので、体調の方を整えていただきたいと思います。</p> <p>それと本日の定例会は、内藤委員さん1名が欠席です。</p> <p>これをもちまして、最初の挨拶に代えさせていただきます。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 赤井委員・7番 加川委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】
	【報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	報告第22号・第23号を一括して事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第22号・第23号の朗読
車議長	事務局からの報告が終わりました。
	皆様の方から何か、ご質問はございますか。
車議長	ないようですので、報告第22号・第23号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。

事務局	議案第36号1～3の朗読
車議長	では、議案第36号の1から、審議をすすめたいと思います。
車議長	地元農業委員の赤井委員さんの方から説明の方よろしくをお願いします。
赤井委員	議案第36号の1番と2番を、いっしょにお願いしたいと思います。
車議長	赤井委員さんの方から説明の方よろしくをお願いします。
赤井委員	1月30日午後、事務局の安藤さん、並びに草原課長、それと推進委員の2名の方で、現地を立会させていただきました。 そこには篠田和三さんも立会していただいていますので、ご協議のほどよろしくお願いたします。 また3番の岩立の田淵さんの件ですが、これも本人に立会していただいで確認をしていますので、ご協議のほど、よろしくお願いたします。
車議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	さきほど赤井委員さんの説明のとおりですので、3件とも何ら問題はないと思われまので、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	井上委員さん、何か補足説明はありますか。
井上委員	審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	説明の方が終わりました。議案第36号の1番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	ないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第36号の1 賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成。議案第36号の1は承認されました。
車議長	続きまして、議案第36号の2番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第36号の2 賛成の方の挙手を求めます。
車議長	全員賛成。議案第36号の2は承認されました。
車議長	続きまして、議案第36号の3番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第36号の3 賛成の方の挙手を求めます。
車議長	全員賛成。議案第36号の3は承認されました。
	続いて議案第37号 農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第37号の朗読
車議長	説明の方が終わりました。質問、意見がある方は、順次質問してください。
事務局	後ろの方に、養蜂業をされるハニークロスの説明を付けていますので、そちらの方も合わせて説明させていただきます。
事務局	この度、初めて株式会社ハニークロスさんが以前から養蜂をされるということで、この農業委員会の中でもどの辺りの同意を取るかということ等、そういったことをご協議させていただいた案件です。

	<p>今までどのような流れになっていたかわからないのですが、農業委員会の制度として、初めて法人が利用権設定をする際には、農地所有適格法人であるかどうかの審議を合わせて農業委員会で行うことになっています。</p> <p>そのため、少し詳しい農業者の状況をこの度、株式会社ハニークロスというところの分を載せています。</p> <p>見ていただくのは、どのように農業に従事されているか、農業収入の見込みがどのくらいあるのか、農業以外の収入がどのくらいあって、農業の収入が過半以上あるか、構成員の状況が過半以上の方が農業に従事する見込みがあるのかということや、役員の状況などをご審議いただければと思います。</p>
影山委員	今のハニークロスの件ですが、これは全体のことで、西洋蜜蜂ではなくて日本蜜蜂ということですが、年間の収入見込みが一千万円から、三年目には三千万円と書いてありますが、これは日本蜜蜂を何群くらい飼われるのですか。
事務局	当初の計画ですと、最初は10群くらいからということです。
影山委員	10群くらいで、一千万円の収入があがるはずがない。
事務局	10群くらいで始められる予定だというふうに聞いています。今のところ、まだ計画書も最初、同意いただく範囲の時にお渡ししたパンフレットの事業計画から少し変わっているようですので、また詳細の計画があれば、提出をお願いしますというふうに依頼はさせていただいています。
影山委員	<p>日本蜜蜂の採蜜は年に1回ですよね。西洋蜜蜂と違って、西洋蜜蜂は花から花へと、九州から北海道まで行きますけど、日本蜜蜂は固定で、確か1年に1回しか採蜜しないはずですよ。10群くらいで一千万円の収入というのは、この会社はどのような計算をしているのですか。</p> <p>そのへんのことを知りたい。一千万円を10群であげるなんていうことは出来ないのではないのでしょうか。あがるはずありません。100群でも一千万円あげるの難しいと思います。</p> <p>1年に1回の採蜜では無理ではないか。</p> <p>日野郡が日本蜜蜂の会を年に1回開催しているようだが、そのような収入金額があがるものですか。</p>
事務局	<p>今すぐに、経営計画についてお答えすることは出来ませんので、また確認させていただいて、回答の方は次回にさせていただこうと思いますが、この金額があまりにも高いということはあるかも知れません。</p> <p>そのあたりは、確認させていただきます。</p>
影山委員	<p>私の知る限りでは、役員の中には養蜂をした方はおられないように思います。</p> <p>桐谷さんは殿河内の人だし、野坂さんは岸本で銀行員をしておられた人だし、竹ノ内さんというのも農業とか養蜂なんかには全然関係ない人ですよ。</p>
事務局	サンクリーンの親会社の元取締役の方です。
影山委員	本当にこれが養蜂で、筆当り36万円なんていう小作料ですよ、2筆借りて年間70万円にもなります。10群くらいの養蜂をしていて、70万円もあがらないと思います。どのような計画をしているのか、それが心配です。
事務局	また計画書を確認します。
影山委員	野坂さんが役員になっておられるから、きちんとされているとは思いますが。

事務局	収支決算については、利用料というか使用料がものすごく高いので、丸が2つくらい違うくらいの金額です。
影山委員	これを見て、びっくりしました。36万円とか30万円とかと書いてあるので。
事務局	間違いないと言われるにすれば、儲けの上がる方も、一千万円とかものすごい計算だなどとは思いますが。 普通に蜂蜜を売っているだけでは、絶対に出てこない金額だと思います。 そのあたりも確認してみます。
影山委員	1群でいくらかでも違うし、西洋蜜蜂と違って、年に1回しか日本蜜蜂は採蜜しないから、あまりにも金額が離れ過ぎていると思います。 それに株式会社ですよ。
事務局	サンククリーンの方にはいくらでもお金があるのかも知れませんが、これはあくまでハニークロスさんが借りられるということなので、そう考えるとこちらの会社は親会社の方からたくさん出資してもらって、そのお金で賄われるのかも知れませんが、農業収益という面で言うと、農業収益が過半を越していないと、適格化法人にならないということがあって、このようにされているのかと思われることもあります。 会社的には大丈夫でしょうけど、収支はどうかとか、計算がおかしいのではないかということは、確認はしてみます。
畑委員	ひとつ聞いてみたいのですが、ハニークロスさんのことについて、これは議決権が竹ノ内さんは五十で、残りはゼロということですが、議決権は百に対しての五十ですか。
事務局	五十に対しての五十です。
畑委員	五十に対しての五十ということは、ハニークロスさんは株式会社ですから、全部竹ノ内さんが100パーセント、株式を持っているということになります。
事務局	そうです。
畑委員	それでも、株式会社になるのですか。
事務局	株式会社というふうに、定款はなっています。
畑委員	株式会社になるのですか。
事務局	なっています。法務局は、それで登録してあります。
畑委員	一応株を発行して、それを全部自分が取得しているということですか。
事務局	非公開の株式会社ということですよ。
畑委員	それにしても、大体は4人おられれば十、十、十とか、五、五、五とか、残りの人が全部ゼロというのは。 結局他の役員さんは、議決権はないということですね。
事務局	そうですね。
車議長	そういう事があります。
畑委員	有限会社ならわかりますが、株式会社ですから。
車議長	特に買収の時には、1本で買ってしまいます。
畑委員	わかりました。
車議長	あとでごちゃごちゃ文句を言われないように、1人だけで全部買ってしまいます。
車議長	そのほかに質問・意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第37号 農用地利用集積計画の審議について 賛成の方の挙手を求めます。

車議長	全員賛成。議案第37号は承認されました。
車議長	続きまして議案第38号 農用地利用配分計画の審議について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案第38号朗読
車議長	説明の方、終わりました。 皆様の方から、ご覧になられて何かご質問ありますか。
	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第38号 農用地利用配分計画の審議について 賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成。議案第38号は承認されました。
車議長	本日の議案は、以上となります。
その他	
車議長	事務局から、何かありますか。
事務局	<p>本日、用紙をお配りさせていただいていますが、農業委員の中立委員の任命について、前回はこちらの方も内容がわからないまましていたところもありますが、明確に法律の農業委員会法の第8条第6項の中で、市町村長は農業委員の任命にあたっては、農業委員会に関する事項に関して、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないということで、農業関係と利害関係のない方と言いますと、普通に農業をやっておられる方では、原則いけないということであろうと思います。</p> <p>そう考えますと、この方を1名どうしても入れないということになりますと、こういう方がもしおられなければ、農業委員1名欠員でもやむを得ないのかなということになるかと思えます。</p> <p>考え方としては、地区からの推薦、旧村から地域的なところで1人ずつ選んで6名、あとは土地改良区等から推薦があれば、その方も考えて、枠の中で中立委員に該当すると思われる方の立候補なり推薦がなければ、農業委員が7名になってしまうかもしれない。そういう方がおられればということで、他の町では商工会からとか、元産業課長とかで今、農業をしておられない方とか、ちょうど弁護士さんが近くにおられて農業をしておられないとか、そういうようなことで選定はされておられるようですが、なかなかそれに該当する方がおられない状況も、小さな町では考えられることですので、そうすると農業委員は7名になるかもしれません。</p> <p>必ず1名ということですので、最適化推進委員の方には、一応そのあたりのことを周知しておいた方がいいだろうということで、今回は話をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
車議長	この件について、何か質問はありますか。
影山委員	これは、町長が結局任命するのだから、町長がこの中立委員を任命すればよいのではないですか。
事務局	推薦・立候補がないとなると、こちらの方でとりあえず商工会にお願いしてみるとかしてみますが、最初から私は中立委員ですと言うことで、立候補される方がおられれば、

	それはそれであるかとは思いますが、立候補も推薦もないのを、町長がいきなり任命というのはいかがでしょうかとおもいます。 おられそうだとか、話があるようであれば、たとえば商工会にお願いしてみるとか。
影山委員	でも、私は農業をしていないから農業委員に出ますという方はなかなかいないと思います。
事務局	もし、いなければ、こちらの方で商工会の方に中立委員を推薦してもらえませんかというようなことを話してみたいと思います。 募集期間が1ヶ月くらいあるのですが、その中で一応話をしてみて、すぐに出ておられるようでしたらいいのですが、『中立委員枠』というのを1枠設けて、私はその立候補ですとか、推薦ですとかいう形にさせていただこうかと思えます。 なかなかないようでしたら、商工会とかにお願いをしないと、農業をしていない人がいきなり出てやるというのは、まず難しいだろうと思います。
影山委員	ないと言えば、怒られるかも知れませんが。
事務局	なかなか、ないだろうというふうには思っています。
井上委員	これは、報酬は一緒ですか。
事務局	一緒です。
事務局	司法書士とかされていて、家が農家で農業をされていたらどうなのだろうかというような話もあります。 商工会さんなんかがおられたらいいなとは思いますが。 ただ推薦をお願いしても、出来ませんと言われたらそれまでですし。 あとは個別で、ちょうど適当な人がおられれば、お願いしてみようかなというところ です。
影山委員	でも、欠員のままでいるというわけにはいかないですよ。
事務局	欠員というのは、他の町ではずっと欠員のままという農業委員会もあります。 中立委員がいないということで、欠員のままということです。 なければならぬという枠は選定しておかないと、誰か他の人を選んでしまっているという、多分いけないだろうと思います。
影山委員	でも法律では必要だと思って、これがあるわけではないのか。
事務局	しないといけないので、最善の手は尽くして、商工会とか個別にお願いはしていきます。
福島委員	農業に従事していないというのはどの範囲か？
事務局	これを読む限りでは、そのあたりは微妙です。
影山委員	家庭菜園は、どうなのか。
事務局	家庭菜園だったら、全然問題ないです。 認定農業者だったりとか、田んぼを1町から上も耕作しているということになるとだめでしょうけど、ただ家族だったらどうなのかとか、いろいろわからないことがあるので、中立委員として立候補されたら、経営支援課に聞くとかですね、この人は中立委員で大丈夫なのかということは聞いてみようとは思っています。 絶対大丈夫な人は、家が農業をしていないというのであれば、利害関係がないとみます。ただ利害関係が本当はないのかというと、親戚の人が農業をしているとか、いろいろあるはずなのですが、一応利害関係がないというふうには法律で書いてあります。 逆にないから、頼まれたら引き受けてしまうというのはいかがでしょうかと思います。

	利害関係がないというのは、とりあえず本人だけを見ないと、親戚がとか言い出したら、こんな狭い町ですので、あろうかと思えます。
野坂委員	結局、家の中の兼業農家はどうか。
事務局	そのあたりは、聞いてみます。そうしないと、本当に人がおられません。商工会で、うちは電気屋だけしていますとか、うちは水管・水道工事だけしていますとか、藤本に勤めていますとか、家も農業していない方だけです。ただ会社に勤めていても、家に農地がある人がほとんどとは言いませんが、そこまで言い出したら無理だと思います。
畑委員	極端なことを言えば、3反以下だったらいいとか、5反以上だったらどうか。
事務局	農業者以外ということは、確認していますが、たとえば、農地所有で非農家とかがどちらに該当するかは微妙ですと県の担当者は言うておられました。最終的には、農業委員会、農業委員さんであれば、選任の別の審議会があるので、その中で審議して利害関係を有しないであろうということであれば、もう農業委員会としては、この方が中立委員で、農業者ではありませんということで、最後は言うことになろうかと思えます。少なくとも、認定農業者とかはアウトだと思います。そのように聞いてはいます。
畑委員	農業関係で知識がある人と言ったら、村度ではないけれど、利害関係は出てくると思います。
事務局	誰が出てこられても、絶対に利害関係は皆さん出てくると思います。厳密に言うと、厳しいのであまり農業をしていない人でなんとかということです。
事務局	都会の方なら、大学の先生とか、農学部の先生とかおられますから、中立委員も頼めると思いますが。
車議長	もう少し、そのあたりを考えさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。
畑委員	大体、4月か5月くらいまでに。
事務局	とりあえず、そういうことになっていますので、そのあたりのところを皆様にもご承知いただきますようお願いします。
車議長	そのほかに皆さまからありませんか？
車議長	次回の定例会は、3月12日（木）午前9時30分から溝口公民館大会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
車議長	以上をもちまして農業委員会定例会を終わらせていただきます。皆さまありがとうございました。
7 閉会	午前10時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 赤井政司

7番 加川賢明